

第4章. 新庁舎の導入機能

5. 駐車場・駐輪場

現庁舎跡地及び公民館・図書館前に誰もが利用しやすい駐車場・駐輪場を整備する必要があります。

(1) 来庁者用駐車場

- 来庁者用駐車場の整備台数は、会議開催時等の状況や堆雪スペースを考慮し、適正なスペースを確保する必要があります。
- 車椅子利用者や妊婦、障がい者用駐車場は、庁舎から出入りしやすい位置に適正な台数分を用意し、雨天時等の利用にも配慮する必要があります。



【優先駐車場（岩内町役場）】

(2) 公用車用及び職員用駐車場

- 公用車は、図書館及び公民館の地下駐車場を引き続き使用することが望ましい。
- 職員用駐車場は、現状の利用台数分のスペースを確保する必要があります。

(3) 駐輪場

- 夏期における原動機付き自転車や自転車の使用を考慮し、来庁者用及び職員用の駐輪スペースをそれぞれ整備する必要があります。

《駐車場確保台数》（砂川市庁舎建設基本構想より）

来庁者用駐車場	公用車用駐車場	職員用駐車場	駐輪場
おおよそ50台分	最大で26台分	120台分を想定	来庁者用10台分 職員用30台分を想定